

## 学校における薬の取り扱いについて

お子さんが病気やアレルギー疾患などにより、学校生活の中で薬を服用しなくてはならない状況が出た場合、薬の使用は保護者からの依頼に基づいて行っています。

薬を取り違えたり誤った使用方法をしたりしないようにするため、下記の内容をご確認いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

### 1 医師・歯科医師から処方された薬(医療用医薬品)を使用する場合について

薬の管理方法や使用方法の違い、副作用などの諸問題が起きてくることが予想されます。こういった問題が起きないためにも、「医療用医薬品」を使用する必要がある時は、本来責任者である保護者が行うことが原則となります。また、教職員が「医療用医薬品」を使用する行為は、医療行為にあたるためできません。しかし、児童が以下の3つの条件を満たしており、事前の保護者の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により授与された医療品について、医師または歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上であれば次の介助が可能です。

(介助とは、児童に対して必要時に「医療用医薬品」を使用したかどうかの確認を行うこと)

皮膚への軟膏の塗布・湿布薬の貼付・点眼薬の点眼・一包化された内服薬の内服  
肛門からの坐薬の挿入・鼻腔粘膜への薬剤噴霧

#### 【3つの条件】

- ・児童の容態が安定していること
- ・医師又は看護職員による様態の経過観察が必要ではないこと
- ・内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、医薬品の使用に関して専門的配慮が必要でない場合

学校で「医療用医薬品」を使用する際は、書類の提出をお願いします。(下記①②の場合)

\* 必要な場合は、書類をお渡ししますので、お申し出ください。

医療用医薬品の使用状況	必要な書類
①年間を通して日常的に使用が必要な場合 (喘息の予防薬など)	「薬の使用依頼書」
②緊急時に使用が必要な場合 (抗けいれん薬など)	「緊急薬保管・使用介助依頼書」
③一時的に使用が必要な場合 (風邪や花粉症、けがなど)	書類は必要ありません * その都度連絡帳等で担任に連絡

### 2 市販の薬(一般用医薬品)を使用する場合について

学校で「一般用医薬品」を使用する際は、その都度連絡帳等で学級担任に連絡してください。

\* 「一般用医薬品」の使用は、一時的に使用が必要な場合に限ります。

日常的に使用が必要な場合や、緊急時に使用が必要な場合は、医師・歯科医師にご相談ください。

#### <1・2 共通事項>

\* 児童が薬を使用する際は、学級担任の許可を得てからとします。

\* 誤飲防止のため、飲み薬の場合は1回分に分けたものを持たせてください

\* 薬の袋には年・組・名前をはっきり記入してください。

\* 点眼薬の点眼、点鼻薬の噴霧、皮膚への軟膏の塗布、湿布薬の貼付、内服薬の服用については、自分で行えるよう、家庭で練習してください。

\* 薬は原則、自己管理とします。(冷暗所保管など、自己管理ができない場合はご相談ください)

\* 校外学習時のみ緊急薬等の持参が必要な場合は、その都度学級担任にご連絡ください。

(宿泊学習時には、事前に調査を行います)